

事務連絡
令和5年3月31日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）」が令和4年3月31日に公布されました。

改正省令の公布により、特別要件施設において水銀及びその化合物の排出量の把握・届出の追加や第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更等が行われます。（廃棄物焼却施設に関する改正事項は、下記「2. 廃棄物焼却施設に係る留意事項」を御参照ください。）

これを踏まえ、各地方公共団体PRTR担当課室に対して、経済産業省製造産業局化学物質管理課及び環境省大臣官房環境保健部環境安全課より、当該改正内容等について令和4年3月31日付事務連絡の発出及び特別要件施設である廃棄物焼却施設における排出量の算出方法について周知がなされているところです。

これらの内容について、当課より下記のとおりお知らせいたしますので、各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部局におかれましては、別添資料の内容を御了知の上、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正省令の概要（内容については、別添1～3をご参照ください。）
 - (1) 下水道法改正に伴う改正（施行規則第4条関係）
 - (2) 特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第4条関係）
 - (3) 対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）
 - (4) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第1関係）
 - (5) 電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第4関係）
 - (6) 電子届出の届出期間の延長（施行規則附則関係）

2. 廃棄物焼却施設に係る留意事項

廃棄物焼却施設設置者におかれましては、水銀及びその化合物の大気への排出量の算出に必要な事項は、大気汚染防止法に基づき、既に水銀排出施設に係る水銀濃度の測定及びその記録の保存が義務付けられており、排出ガス量等も含め、国が実施する排出状況の把握について情報提供の御協力をいただいております。現在、大気汚染防止法に基づき御対応いただいているところ、令和5年度からはこれに加え、前述の改正による「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出も行っていただく必要があります。別添4において、廃棄物焼却施設を例に水銀及びその化合物の大気への排出量算出方法を示しております。

また、当該届出の期間がこれまで6月末とされていたところ、令和6年度までは電子届出のみ7月末までに延長されます。既に環境省から別添1において、地方公共団体PRTR担当課室からも事業者の方々への周知をお願いしているところです。

なお、改正省令の施行日は、一部の規定については公布と同日施行、残りの規定については令和5年4月1日に施行、また一部の規定には経過措置が設けられております。詳細は別添2及び別添3をご覧ください。